

フランス法における公役務の特許の法的性格

(三)

三 好

充

目次	はじめに
一、序論	
二、契約説	
	(一) 公役務の特許がことごとく契約的性格をもつとする説
	(二) 契約説の問題点
	(三) 契約説に対する批判(以上、第二十八号)
三、主要学説	
	(一) はじめに
	(二) オーリュウとジェーズの見解
	(ア) オーリュウの見解
	(イ) ジェーズの見解
	(二) デュギーの理論
	(ア) デュギーの見解

(イ) デュギーの見解に対する若干の批判（以上、第二十九号）

四、現代の理論

(一) はじめに

(二) 「二重の性格」の理論

(ア) 「二重の性格」の理論の概要

(イ) 「二重の性格」の理論の特色

(ウ) 「二重の性格」の理論に対する批判

(三) 「混合行為」の理論

(ア) 「混合行為」の理論の概要

(イ) 命令的条項と契約的条項とを区別する基準

(ウ) 命令的条項と契約的条項とを区別する法的利益

(四) 結びにかえて（以上、本号）

四、現代の理論

(一) はじめに

公役務の特許は、それに含まれる条項のすべてが契約的性質を有すると理解されるのであれば、その法的性格の問題は、あえて議論されることがなかつたであろう。

当初、一九世紀末までは、特許行為に含まれる条項はすべて契約的性質をもつとされていたのである。そこでは、したがつて、特許はことごとく契約であるとすると理論が中核を占めていた。すでに検討した「契約説」といわれる

ものである。

ところが、この理論は、二〇世紀に入ると、主要な公法学者——オーリュウ・ジエーズ・デュギーなど——によって強力に批判された。これらの学者は、特許行為のなかには、公役務の組織と作用に関する規律が含まれており、それは「公役務の法」を構成し、命令的性質を有する、としたのである。

しかも、契約説は、今世紀の当初以来、コンセーユ・デタにより否定されている。⁽¹⁾

これらのコンセーユ・デタの判決例によると、特許の執行過程において、特許権付与者によってとられた措置に対し、その利用者が特許の条件明細書の条項を援用して越権訴訟を提起すれば、それが受理されるとしたのである。⁽²⁾ このように越権訴訟が受理されるということは、そこで援用された特許の条件明細書の条項が命令的性質を有している⁽³⁾ ということを意味する。それが契約的性質を有するのであれば、その違反を理由に越権訴訟を提起することができないからである。つまり、越権訴訟とその技術は、もっぱら、「行政の行為」に対するものであり、それが一方的性格を有する場合にのみ適用されるのである。したがつて、条件明細書のある条項が援用され、その条項違反が越権訴訟として受理されるということは、その条項が契約的性質をもたず、一方的性格つまり命令的性質をもつということを認めることになると解されるのである。⁽⁴⁾ このように、特許行為のなかには命令的性質を有する条項が存在するといふことを認めるとすると、同一の行為のなかに契約的条項と命令的条項が並存することになる。⁽⁵⁾

特許が契約形式の行為であるとしても、このように、そのなかに命令的条項が存在するということになれば、特許は単なる契約であるということができず、したがつて、その法的性格の問題が議論されるようになつたのである。⁽⁶⁾

今日、特許行為における命令的性質をもつた条項の存在をどのように理解するかをめぐって見解の対立がみられるのである。「二重の性格」の理論と「混合行為」の理論が、それである。両理論を以下詳細に検討する。⁽⁸⁾

注

- (一) C. E. 3 fév. 1905, Storch, *R. D. P.* 1905, p. 436, note Jèze ; C. E. 21 déc. 1906, Syndicat du quartier de la Croix de Sequy-Tivoli, S. 1907. III. 33, concl. Romieu, note Hauriou, *R. D. P.* 1907, p. 411, note Duguit ; C. E. 15 nov. 1907, Poirier, *Rec.* p. 826, concl. Teissier, *R. D. P.* 1909, p. 48, note Jèze ; C. E. 19 janv. 1912, Marc. *R. D. P.* 1912, p. 43, concl. Hébronner, note Jèze.

(2) 超權協約は、施設による命令が公役務の作用を及ぼさる場合の法規範に違反する場合に墜れる (C. E. 8 mars 1912, Lafage, concl. Pichat, note Hauriou, S. 1913. III. 1)° つたがって、契約の違反が当事者間に超權協約によって裏切られるに至る。特許契約—条件明細書—のなかにせ公役務の作用を含む條項がある、それが利用者に対しては施設あるべき命令の実現を目的とする契約である。CF. Raphaël Alibert, *Le contrôle juridictionnel de l'administration*, PAYOT, PARIS, 1926, p. 314 et s.

（3）この点によれば「公役務の特許の命令の條項は、実質的な意味の法律の性格をもつ、これがの條項に違反したばれ行政の権限の行使のあくまで本旨に反するもの」といへ。Henri Redeuilh, *Nature juridique de la concession de service public*, Bordeaux. 1925, p. 62.

(3) René Chapus, *Droit du contentieux administratif*, Editions Montchrestien, 1982, p. 268.

(4) Alibert, *op. cit.*, p. 80; André de Laubadère, Franck Moderne et Pierre Delvolvè *Traité des contrats administratifs* —~~—~~°°° contracts adm. ~~—~~—t.2, 2^e. éd., L. G. D. J. 1984, p. 1031.

(5) Francois-Paul Bénoit, *Le droit administratif français*, Librairie Dalloz, 1968, p. 825; Jean Dufau, *Les concessions de service public*, Editions du Moniteur, 1979, p. 37.

(6) ピエール・ラロケは、特許上の明細書の記述をもつて、pierre Laroque, *Les usagers des services publics industriels en droit français*. Librairie du Recueil Sirey, 1933, p. 27.

(7) フランソワ・ラバドレは、ノーベル賞受賞者である「特許契約」著者である。

Cf. Laubadère, *contrats adm.* t. 1, 2^e éd., 1983, p. 105.

ア) (二) 「二重の性格」の理論
二重の性格の理論の概要

時序が二重の側面を呈し、その性

(8) これらの中の学説上の議論は、しかし、法的觀点からすると、制限された利益しか與えないからであつ。むろんのせ、特許行為は、そのなかに命令的條項を含んでこねども、契約的性質を失わないからである。Jean Dufau, "La nature juridique de la concession de service public", in *Mélanges René Chapus*, Montchrestien, 1992, p. 152.

特許が二重の側面を呈し、その法的性格がその適用を受ける対象——特許業者か、利用者その他——に応じて変わるという「二重の性格」の理論は、すでに述べたように、一九〇五年二月三日と一九〇六年一二月二一日の両判決に関するオーリュウの注釈⁽²⁾のなかに垣間見られるが、しかし、その起源は、つとに指摘されるよう、一九一〇年三月一日のコンセーユ・デタ判決におけるブルムの論告⁽³⁾のなかに求められる。

ブルムは、その論告のなかで、全国鉄道に関する一九〇五年八月四日の判決と地方鉄道に関する一九〇七年一二月六日の判決を引用して、次のように述べる。「この判例の意図⁽⁴⁾は、要するに、特許につき二重の訴訟を企図⁽⁵⁾することである。一方では、規制に対する訴訟、つまり、規制の合法性に関する訴訟であり、その通常の手続は越権訴訟である。そして、他方では、契約に関する訴訟であり、それは、規制が契約の採算性に及ぼす影響の検討を当然に含む。このような二重の訴訟は、特許のもつ二重の側面、つまり、特許のもつ二重の性格に対応するものであり、それは、ある意味では、一定の形式に対する財政上の配慮であり、他の意味では、変化する需要に対する公務の管理の態様である。⁽⁶⁾

後、さらに具体的に、論告担当官ルトウヌールは、その点を次のように述べる。「特許権付与者と特許業者と

の間の関係では、条件明細書は契約であり、利用者に関する限り、それは命令的価値をもつ……。^(~)
学説上、この理論を踏襲してこれを解かねば見解は少數であるが、しかし、今日、これを強力に主張する者が多い。^(~)
デボー教授を挙げるにいたりもする。以下、回教授の見解を中心とするものを検討する。

(注)

- (1) 指著・「トライハス法における公役務の特許の法的性格」^(~) 〔國十編法學第11次印（一九九七年二月）〕 1頁〔同〕
- (2) M. Hauriou, note sous C. E. 3 fév. 1905. Storch; C. E. 21 déc. 1906, Syndicat des propriétaires du quartier Croix-de-Sequey-Tivoli, S. 1907, III. 33.
- (3) エルムス、オーラ・カザンの理論や上記判決の注釈の中に記載したのを除く、マヌラムニヤン、ルの注釈の終わりの箇處は「わざかぬ眞味」提示したと題された。Cf. Benoit, *op. cit.*, p. 826.
- (4) Dufau, *Les Concessions de service public*, *préc.*, p. 37; Laubadère, *contrats adm.*, t. 1, 2^e éd., p. 102.
- (5) Concl. M. Blum sur C. E. 11 mars 1910, Min. des travaux publics c. Com. gén. française des Tramways, Rec. p. 216; S. 1911, III. 1; D. 1912, III. 49; R. D. P. 1910, p. 216.
- (6) S. 1911, *préc.*, p. 5.
- (7) Latourneur, Concl. sous C. E. 26 juin 1948, Soc. du journal «L'Aurore», S. 1948, III. 71.
- (8) P. Duez et G. Debeyre, *Traité de Droit administratif*, Librairie Dalloz, 1952, p. 565 et s.; P. Teste et L. Chaudouard, note sous C. E. 5 mai 1961, «Ville de Lyon» C. J. E. G. 1961, p. 184 ets.
- (9) ブルの記述は、デボー教授のト品の類似等である。Dufau, *Les concessions de service public—特にconcessions* ^{アメ}—Editions du MONITEUR, 1979; *Concessions de service public*, *JURIS-Classeur Administratif*, 1990, FASC. 530.

〔二〕重の性格」の理論の特徴

「重の性格」の理論はもともと、特許は「重の範囲を取る。したがって、その法的性格は、それが適用される状態

に応じて変わるのである。特許権付与者と特許業者との間の関係では、特許は「むしろ契約的性格を帯び、利用者や利用者以外の第三者に関しては、それが命令的性格を有する行為である、みなされねどある。

この理論は、したがって、特許のもう一つの側面に応じて、特許権付与者と特許業者との間の関係(a)と、特許権付与者あるいは特許業者と利用者などとの他の第三者との間の関係(b)に分けて論じられる。

(a) 1. まず、特許権付与者と特許業者との間の関係であるが、この関係を規定する特許の条項はすべて契約的性質を有する。

したがって、それらを変更する場合には、必ず両者の合意を必要とする。特許権付与者は一方的にその変更を命ずることができる。財政上の利益等の特許業者の利益を規定する条項に関して、その点が指摘される。たとえば、特許権付与者は、特許業者の同意がなければ、料金に関する条項を一方的に変更することができない。特許業者も、特許権付与者の同意がなければ、料金変更の手続きをとるしができないのである。⁽¹⁾

公役務の組織と作用に関する条項についても同様である。⁽²⁾これらの条項に関しては、特許権付与機関による一方的見解は契約の条項に明示されていなければならない。つまり、これらの条項に関しては、特許権付与機関による一方的変更権は存在しないのである。

ところで、契約が無言の場合はどうあるべきか。その場合も、特許権付与機関は特許業者に対し、一方的に変更を命ぜ得ることができない、とわかる。しかし、特許権付与機関である行政は、役務の執行の過程において、その条件を変更する必要に迫られることがある。その変更が必然的に契約執行の条件にはね返ることがある。この一方的変更権は、契約的性質を有しないのである。それは、特殊な法文によって設けられた権限の行使である、と理解される。⁽³⁾

このように、特許業者の義務に変更をもたらす特許権付与機関の権限は、法文なり契約の条項なりによって規定され

れでいる場合に限り行使され得るのであり、それ以外の場合には、特許業者の義務の変更一つまり、負担の増加一は、特許権付与機関によって一方的決定により行うことことができない⁽⁴⁾のである。

ところで、既存の特許事業に新たな公役務の需要が生じた場合に、それに関する、法文上の根拠もなく、契約も沈黙している⁽⁵⁾が、特許権付与機関は、その需要を確保するために、まず、その特許業者に話し合いをもちかけなければならない。両者の合意が成立しない場合には、特許権付与機関は、自ら直営事業によつてそれを運営するか、あるいは、新たな役務の執行のために他の特許業者と契約しなければならない⁽⁶⁾。いずれにせよ、特許権付与機関には、いかなる契約上の条項に対しても一方的に変更する権限は認められない⁽⁷⁾といわれるのである。

2. 特許権付与機関と特許業者の間で生じる、特許の条件明細書の条項の解釈あるいはその執行に関する訴訟はすべて、契約の行政裁判官に属する⁽⁸⁾。

つまり、公役務の組織と作用を規律する特許の条件明細書は、特許権付与者と特許業者との間の関係においても適用されるのであるが、その場合であつても、両者の間で生じる訴訟は契約の行政裁判官に属するのである。

ところで、「混合行為」の理論によると、公役務の組織と作用に関する特許の条件明細書の条項はすべて命令的性格を有するのである。そうであるとすれば、これらの条項の適用に関して生じる特許権付与者と特許業者の関係における訴訟は当然越権訴訟裁判官に属する⁽⁹⁾ことになる。しかし、実務上は、これらの訴訟は契約の行政裁判官に属するのである。そこで、「二重の性格」の理論の立場からすると、これらの訴訟がどうして契約の行政裁判官に属する⁽¹⁰⁾ことになるのか、その点の矛盾が指摘されてくるのである。

(b) ついで、特許権付与者あるいは特許業者と利用者ないしそ他の第2者との間の関係であるが、この関係では、特許は命令的性質を有するのである。

つまり、公役務の利用者あるいはその他の第2者に関しては、特許は命令⁽¹¹⁾とく命令的性質をもつた行為である、とみなされるのである。

このように、特許およびその条件明細書が利用者やその他の第2者との関係では命令的性質を有するので、これに違反して行われた特許権付与者や特許業者の行為に対しては、利用者による越権訴訟の提起が可能となる⁽⁹⁾。

また、第2者は、特許の条件明細書に違反してとられた特許権付与者の措置に対し越権訴訟を提起する⁽¹⁰⁾ことができる。

しかも、特許行為が命令的性質を有する以上、特許業者が利用者との間で特許の条件明細書に違反する合意を締結してはならぬことになる⁽¹¹⁾。

(注)

(一) フランス、新たな料金は、認可 (homologation) の対象とされ⁸。C. E. 30 avril 1948, Ville de Nantes, Rec. p. 189. Dufau. concessions, p. 155.

(二) オムドウ検査する所へ、「混合行為」の理論による⁽⁹⁾、公役務の組織と作用に関する条項は命令的性質を有するのである。Léon Duguit, "De la situation juridique du particulier faisant usage d'un service public" in *Mélanges Maurice Hauriou*, Recueil Sirey, 1929, p. 283; Roger Bonnard, *Précis de Droit administratif*, Recueil Sirey, 1935, p. 551; Raymond Odent, concl. sous C. E. 5 mars 1943, Cie Gén. des Eaux. D. C., 1944, p. 121; Laubadère, *contrats adm.* T. 1, p. 104; André de Laubadère, Jean-Claude Venezia, Yves Gaudemet, *Traité de Droit administratif—ム' Droit adm.* 2^{me} éd., 1988, p. 682.

(三) フランス法における公役務の特許の法的性質 Ⅲ (II) 好充 Blum ; R. D. P. 1910, P. 270, note Jèze) が参考され⁹。

いりやせ、県知事が条件明細書に規定された電車の便数の増加を市内電車会社に命じたが、それは、特別の法文 (article 33 du règlement d'administration publique du 6 août 1881 pris en exécution des lois du 11 juin 1880 (art. 38) et du 15 juil. 1845 (art. 211) による。権限の行使は認められず、訴訟物

(4) C. E. 3 avril 1925, Ville de Mascara, Rec. p. 382; 26 mars 1926, Sté d'électricité de la vallée du Rhône, Rec. p. 346.

(5) C. E. 26 mars 1930, Viett, Rec. p. 564; 12 mai 1933, Cie Gén. des eaux, Rec. p. 508.

(6) Dufau, *Juris-Classeur. adm. préc.*, n° 127.

(7) 特許権付与者と特許業者との間の権限は属するものとしない。行政裁判所に提起される。しかし、もとより、訴訟物 はもともと行政契約の裁判官の権限に属するものとに分れる。

(8) Dufau, *Concessions*, p. 38.

(9) Dufau, *op. cit.*, p. 39, p. 184 et p. 190.

(10) *Ibid.*, p. 193; C. E. 3 fév. 1905, Storch, Rec. p. 116; 11 déc. 1963, Synd. de défense en vue du rétablissement de la voie ferrée Bort-Eggurande, *J. C. P.* 1964, III 13753, note Dufau; C. E. 18 mars 1977, Ch. de Commerce de la Roche, *D. adm.* 1977, n° 132.

(11) Dufau, *op. cit.*, p. 39; C. E. 5 mars 1943, Cie générale des eaux, *D. C.* 1944, p. 21, concl. Odent, note Blaevoet.

(ウ) 「二重の性格」の理論に対する批判

1. 「二重の性格」の理論に対するは「二重の性格」の料金は、一般大衆に対しては、明らかに命令的性質をもつが、特許業者に対しては契約的性質をもつと考えるとはできない。同一の行為は、それが適用される人によって異なるた法的性質をもつことはない」である。⁽²⁾

2. ベヌアモアタ、ルの理論に対し、若干の理解を示しつゝ、次のように批判する。⁽³⁾

「の理論は「実際からはそれほど遠かではない。しかし、それが定式化されるほどには受け入れることはできない。」しかし、ルの理論によれば、条件明細書は一般大衆に關しては契約的行為ではない。特許業者にとっては、条件明細書は、それが一般的かつ恒常に公役務を組織する限りにおいて、それが同じ内容をもつ以上、同じ法的性質をもつのである。したがって、それは命令的行為である。」と述べ、そして、特許の料金に關し、次のように主張するのである。「法的觀点から、その料金は、一般大衆に対しては、明らかに命令的性質をもつが、特許業者に対しては契約的性質をもつと考えるとはできない。同一の行為は、それが適用される人によって異なるた法的性質をもつことはない」である。⁽⁴⁾

3. ベヌアモアタ、ルの理論は「契約説に対する抵抗の表現である」としても、契約の理論について提起された問題を解決してこない、とされる。ところは、ルの理論のまでは、特許権付与者と特許業者との間の関係は契約の形式のままで理解されるので、公役務の組織に関する規律は、両当事者間の交渉のあとでないと変更する必要がある。そこで、ルの理論は、契約説に対してなされた批判はなお解消されたことにはならない。⁽⁵⁾

また、同じ特許行為、つまり「条件明細書」が、それを援用して主張する者によって異なるた法的性質をもつとする

る点についても理解でない、とされ⁽⁶⁾。確かに、この理論によれば、条件明細書の同じ条項が契約的であると同時に命令的である、これが、「規律行為」(acte-regle) であるに匹時に「主観的行為」(acte-subjectif) ではあり得ないであらう。このように、マデイオは、この理論の矛盾を突くのである。

4. ローベテール等も、この理論は、契約説に対するなされた一般的な批判からは逃れられていない、として、この理論に対し、次のように反論する。「このような分析は、論理的にいって、特許行為の全体に適用されなければならぬことである」と、やうだむかねど、第三節に誤しつば、純然たる財政的条項にもまた、命令的性質を与えることになる。このいとは、弁護の余地がないであらう。」

わざと、ローベテール等は「コノヤード・ゲタの判例には、あつした学説上のレッテルを張るにすれば、二重の性格の理論が判例にも張りわれるよつては思われる。」ところのやね。

5. むしろ、クロックも、判例が「より、アシスに富んだ概念」つまり「二重の性質」の理論に立してゐるよつては思われる、とし、特許業者・特許権付与者である行政・利用者の各々のおかれた立場を個別的に検討する。そして、判例上の制度の複雑さが、「条件明細書の条項をその内容によつて単純に区別する制度」つまり「混合行為」の理論に比べて、いかに顕著であるかが確認される、ところのやね。

これらの批判を踏まえて、次に、「混合行為」の理論が検討されなければならない。

(注)

(一) Jèze, "Nature juridique de la concession de service public et du cahier des charges de la concession", R. D. P.

1907, p. 681.

- (2) Jèze, *Les contrats administratifs*, T. 2, Marcel Girard, 1932. p. 550.
- (3) Benait, *op. cit.* p. 826.
- (4) Yves Madiot, *Aux frontières du contrat et de l'acte administratif unilatéral: Recherches sur la notion d'acte Mixte en droit public français*, L. G. D. J., 1971, p. 151.
- (5) Madiot, *ibid.*
- (6) *Ibid.*
- (7) *Ibid.*
- (8) Laubadère, *Droit adm.* T. 1, p. 681.
- (9) Laubadère, *contrats adm.* T. 1, p. 104.
- (10) Laubadère, *op. cit.*, p. 103.
- (11) Laroque, *op. cit.*, p. 27.
- (12) *Ibid.*, pp. 28-29.
- (13) *Ibid.*, p. 30.

Ⅱ 「混合行為」の理論

ア 「混合行為」の理論の概要

1. 「混合行為」(L'acte mixte) の理論は、大多数の学説による主張われてゐる⁽¹⁾。この理論は、特許権付与者・特許業者・利用者その他の第三者の間のそれぞれの関係とはかかわりなく、特許との条件明細書を構成する条項を、その性質により、命令的条項のカテゴリーと契約的条項のカテゴリーとに区分するのである。

前者は、公務の組織と作用に関する条項からなり、これらの条項は、特許業者に対して、利用者に対して命

命令的性質をもち、「役務の法」(Loi du service)⁽²⁾ならし「役務の命令」(règlement du service)⁽³⁾を定めるものである。これに対し、後者は、特許権付与者によって特許業者に与えられる種々の利益に関する条項や特許業者に特許の事業を決意させた条項からなる。⁽⁴⁾これらの条項は、契約的性質をもち、特許権付与者と特許業者との間の契約的関係を定めるものである。

このような特許行為の「複合的」(complexe)性格は、すでに述べたように、まず、オーリュウにより確認されたのである。しかし、当初、彼は、特許のむつ「複合性」を指摘しつても、特許を構成する条項のすべてが契約的性質をもつと主張した。この分析を踏襲したデュギーは、特許が公役務の運営を組織する行為であり、しかも、公役務が法的・命令的性質をもつ点を強調し、特許が一つの異質の要素—主として、公役務を組織する命令的条項と、附隨的には、当事者の財政的関係を規律する契約的条項—からなる「複合的行為」(acte complexe)⁽⁵⁾であるとしたのである。このは、今日の「混合行為」(acte mixte)⁽⁶⁾の理論の源流がある、といつゝことができる。

2. ところで、「混合行為」の理論は、判例上も採用されているとされ、しかも、その例として、一九四三年三月五日のコンセユ・デタ判決「水道会社事件」⁽⁷⁾が挙げられることがある。⁽⁸⁾しかし、この判決が一般的に引用されるのは、この判決が論告担当官オドンの論告を伴っているからであり、しかも、オドンがそこで明白に混合行為の理論を認めたとされるからである。⁽⁹⁾

オドンは、その論告で、次のように述べる。「その結果、次のように結論づけなければならない。条件明細書は混合行為であり、それは、公役務の概念がしみ込んでいるために帶びる「重の性格」をもつ。条件明細書は、特許権付与者と特許業者との間の財政的関係を定める限りにおいてのみ契約的であるが、しかし、それは、公役務の作用、その具体的・技術的組織、一般大衆に提供すべき給付、および、特許業者が受け取る権限を付与された種々の使用料金、認められたとされるからである。⁽¹⁰⁾

オドンは、このように、「混合行為」の理論を説明するが、しかし、その説明は、「「重の性格」の理論と混同されかねないぎりぎりのところに位置している」⁽¹¹⁾ ようにも思われる。つまり、「「重の性格」を帶びているという説明もさることながら、特許行為における区別の基準が、命令的性質をもつとされる「特許業者と利用者の間の関係」に求められているようにも受けとられるからである。すでに述べたように、特許行為における「命令的なもの」と「契約的なもの」との区別の核心は、混合行為の理論によると、その条件明細書の内容にあると理解されているのである。

オドンの論告を受けて、コンセユ・デタは、次のように判示した。「水道会社（特許業者）とベルテロ通り利用組合（利用者）によって締結された契約は、ヴィジュイフ市と特許業者との間で、この市における公役務の組織と作用を確保するために行われ、しかも、その目的のために、特許権付与者によってその会社に課される義務を定めた合意の条項に違反したのであれば、無効である。⁽¹²⁾

この判決は、このように、特許業者が利用者と締結する契約は特許の条件明細書の条項に違反することができない、と判示し、特許業者と利用者との間の関係しか考察していないのである。したがって、この判決が「混合行為」の理論を採用しているといえるだろうか、という疑惑が浮かぶのである。マディオは、「このような解決は、混合行為の理論の選択を示しているとはいはず、むしろ、二重の性格の理論への依拠を示している。」と述べ、「判例は常に躊躇していた。」⁽¹³⁾ といふのである。

3. ローバデール等は、「混合行為」の理論を支持する論告担当官として、オドン氏のほかに、ブレバン氏を挙げる。確かに、ブレバンは、「リヨン市」事件のコンセユ・デタ判決における論告で、「特許は、混合行為であり、そ

これが特許権付与機関と特許業者との間の財政上の関係に関する限り、契約的であり、それが公役務の管理の態様を定める限り、命令的である。⁽¹⁴⁾ しかし、テスト等がいうように、ブレバンはその態度を明確にしているようにも思えない。ブレバンは、ここでは、「ガス利用契約書は、したがつて、契約の継続中に、遡及的かつ差別的な料金の値上げを可能とする条項を含んではいない。まして、条件明細書の料金に関する条項が利用者に関して命令的性格をもつとしても、そのような条項を含んでいないのである。⁽¹⁵⁾」と述べるだけで、特許権付与者が公役務の作用の条件一つまり、料金一を一方的に変更できるとは述べていないからである。つまり、「料金」は、「混合行為」の理論によると、公役務の組織の一部をなし、命令的条項に属する。したがつて、論理的には、特許権付与者は、特許業者の意思に反して一もちろん、特許業者に対する補償を必要とする一料金を一方的に変更することができなければならない。しかし、ブレバンの論告には、その趣旨が窺えないのである。

注

- (1) L. Duguit, "De la situation des particuliers à l'égard des services", *R. D. P* 1908, p. 411 et *Traité de droit constitutionnel*, T. I. E. de Boccard, 1927 p. 420; H. Berthelemy, *Traité élémentaire de droit administratif*, 12^e éd., Librairie Arthur Rousseau, 1930, p. 711; M. Hauriou, *Précis élémentaire de droit administratif*, 4^e éd. Recueil Sirey, 1938, p. 505; G. Jèze, *R. D. P* 1907, préc., p. 680, *R. D. P* 1910, préc., p. 275 et s. et *Les contrats administratifs*, T. I Marcel Girard, 1927, p. 65; H. Redeuilh, *op. cit.*, p. 47 et s.; P. Laroque, *op. cit.*, p. 27; P. Compte, *La concession de service public*, Recueil Sirey, 1934, p. 25; R. Bonnard, *op. cit.*, p. 550; F. Lecompte, *Le rachat des concessions*, Imprimerie générale Lahure, 1942, p. 20; J. M. Aubry et Ducos Ader, *Grands Services publics*, T. I, P. U. F., 1969, p. 208; G. V edel et P. Delvolve, *Droit administratif*, T. 2, 12^e éd., P. U. F. 1992, p. 771 et s.; Y. Madiot, *op. cit.*, p. 151 et s.; Jean Rivero, *Droit administratif*, 6^e éd., 1973, p. 433; Laubadère, *Droit adm.* T. I préc., p. 681.; Laubadère, *Contrats adm.* T. I. préc., p. 104; René Chapus, *Droit administratif général*, T. I, 4^e éd., Montchrestien, 1988, pp. 325- 6 ; Laurent Richer, *Droit des contrats administratifs*, L. G. D. J. 1995, p. 56.

(2) Laubadère, *Contrat adm.* T. I, p. 104.

(3) Benoit, *op. cit.*, p. 827

(4) 「廻^{アラタニ}」の規制による「規制業者」、「規制事業者」(mi-reglementaire), 「半規制業者」(mi-contractuelle) 廻^{アラタニ}の規制による「規制業者」、「規制事業者」(acte complexe) である。Madiot, *op. cit.*, p. 269 etc. など。Madiot, *Ibid.*, p. 272.

(5) 稲穂・滝野義久 | 国 | 193°

(6) 「規制」、「規制業者」、「規制事業者」は「規制の範囲」に属する規制法による規制を指す。Madiot, *op. cit.*, p. 269 etc. など。Madiot, *Ibid.*, p. 272.

(7) C. E. 5 mars 1943, Cie générale des Eaux et Syndicat des communes de la banlieue de Paris, *D. C.* 1944, p. 121, concl. M. Odent, note Ch. Blaevoet.

(8) Laubadère, *contrats adm.*, T. I, p. 104.

(9) *Ibid.*

(10) Odent, concl. sur C. E. mars 1943, Cie générale des eaux, *D. C.* 1944, Préc., p. 122.

(11) Madiot, *op. cit.*, p. 159.

(12) *D. C.* 1944, préc., p. 122.

(13) Madiot, *op. cit.*, p. 160.

(14) Braibant, concl. sur C. E. 5 mai 1961, «Ville de Lyon», *C. J. E. G.* 1961, p. 177.

(15) P. Teste et L. Chaudouard, note sous C. E., 5 mai 1961, «Ville de Lyon», *C. J. E. G.* 1961, préc., p. 187.

(16) Braibant, *op. cit.*, p. 181.

(イ) 命令的条項と契約的条項とを区別する基準

1. 「混合行為」の理論によると、すでに述べたように、特許とその条件明細書のなかで、命令的条項と契約的条項とが区別されることになるが、両者の区別はどのような標識によって行われるのであろうか。

この理論によると、両者の区別は次のように行われている。

公役務の組織と作用に関する条項はすべて命令的性質をもち、特許権付与者が特許業者に対して与える利益を定める条項は契約的性質をもつとされる。たとえば、前者の例として、公役務の運営上の規律やその安全性の規律、職員の資格、利用者に適用される「料金」などが挙げられ、後者の例として、財政的利益の保障、競争に対する特権、特許の期間などが挙げられる。

デュギーによると、すでに述べたように⁽¹⁾、命令的条項と契約的条項を区別する基準は、次のように説明される。「公役務が直営事業として運営されるとすれば想像し得ないような条項はすべて、契約的条項である。たとえば、利益の保障に関する条項、行政によって支払われる補助金に関する条項、特許業者によって支払われる使用料に関する条項が挙げられる。これに対し、行政によって直接運営される公役務の場合に想像し得るし、しかも、そのために実際に存在する条項は、まさに役務の法を形成する命令的条項である。たとえば、特許された鉄道の場合であれば、列車の運行の態様、その数量およびその速度に関する条項、料金に関する条項、従業員の俸給に関する条項が、それに属する」⁽²⁾。

このように、命令的条項と契約的条項を区別する基準が明確にされると、両条項の区別が容易になるし、しかも、ローバデール等がいうように⁽³⁾、契約的条項のカテゴリ化がさらに進めば進むほど、その区別がより一層容易になる。

1. われには、特許の期間などが明らかにされる。⁽⁴⁾
 2. ところで、これらの条項のなかには、命令的条項であるか、あるいは契約的条項であるか、判然としない条項もある。特許業者が利用者から徴収する使用料としての「料金」がそうである。しかし、「料金」の法的性格が不明瞭であるのは、判例の態度に由来するといわれる。⁽⁵⁾

「料金」は、多くの学説⁽⁶⁾により、命令的性質をもつとされる。つまり、「料金」は、特許業者の財政上の利益と大いに関係があるが、しかし、それは、公役務の作用の重要な要素をなすし、その利用者と直接関係を有することから、命令的条項に属するとされるのである。

ところが、判例上では、「料金」は、ある場合には命令的性質をもち、他の場合には契約的性質をもつとされたのである。つまり、利用者に関しては、それは命令的性質をもち、特許権付与者と特許業者の間の関係では、それは契約的性格をもつとされたのである。⁽⁷⁾ ローバデール等は、このような状況を前にして、「コンセーユ・データの判例が混合行為の理論の方よりもむしろ、特許の二重の性格の理論の方に傾いているように思われる。」⁽⁸⁾ というのである。

(注)

(1) 拙稿・前掲論文一五四頁以下

(2) Léon Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, T. I, pp. 421 et 422.

(3) Laubadère, *contrats adm.* T. I, p. 107.

(4) メストルは、いのような主張に対し、次のように批判する。特許を契約的性質の条項と命令的性質の条項とを区別しよう

とする人々に「特許と条件明細書を田の通りにして、契約的条項と他の条項とを区別するよう求めぬる」、いの人々は非難せんやといた態度を示すのである。誰一人としてその解剖を行ふ術を心得てなかつた、「やがながつたのやあね」¹⁴⁾ Mestre, Préface de L'ouvrage de Teste, *Les services publics de distribution d'eau, de gaz et d'énergie électrique*, 1940, p. XII.

いのメスヌルの意見に対し、『非常にてんの運転』である、と批評する (Laubadère, *op. cit.*, p. 107.) おた、その「敵意」が指摘されてゐる (Benoit, *op. cit.*, p. 830)。

(5) ハレハド、グヌワは、「混合行為」の理論を支持してゐる、田川の見解を次のように述べる。

まあ、特許行為を構成する条項を、大きく次の二つのカテゴリーに分ける。一つは、特許権付与者としての行政の一方的

意思にその源をもつ条項であり、他は、特許権付与者と特許業者の意思の合致にその源をもつ条項である。

前者は、役務の定義に関する条項と役務と利用者との関係に関する条項からなるが、これらの条項はすべて、国の直営事業として、役務が運営される場合に行われる決定と同じ決定を内容とする条項である。

役務の定義に関する条項は、水道・ガス・電気・電車・バスなどの供給の質や量を決定する条項である。「これらの条項はすべて、役務の創造の決定そのものであり、おもしく、リセ（高校）を設立したり、あるいは、道路を設けたりする決定と同じである。したがつて、それは、その全体において命令的行為を構成する条項である。つまり、それは『役務の命令』（règlement du service）たる条項である。」

役務と利用者との関係に関する条項は、利用者に対し給付の提供の条件を定める条項である。つまり、水道・ガス・電気の接続・中継に関する規定や、輸送車両の利用上の便宜に関する規定、しかも、これらの給付の対価としての利用料金などを内容とする。「これらの条項はすべて、私人のために行政によって作成される役務の利用に関する規定である。したがつて、それは、その全体において命令的行為を構成する条項である。つまり、それは『役務の命令』（règlement du service）たる条項である。」

特許権付与者と特許業者の意思の合致にその源をもつ条項は、両者間で確立される個人的関係を定める条項である。つまり、それは、役務の作用に関し特許権付与者と特許業者の間で行われる約定である。具体的には、特許業者に与えられる運営上の特権、財政上の利益その他の特殊な利益に関し、あるいは、特許権付与者の得る特殊な料金—割引料金—に関する。

「これらの条項はすべて、本来的意味の契約である。」

「ハレハド、グヌワは、次のように述べる。特許は、契約であるが、しかし、それは「特許権を付与する行政機関の一方的行為が結合した契約である。」ハレハドのやである。つまり、特許は、二つの一方的行為と結びついた契約であるともいえど、あるいは、二つの一方的行為をそのなかに含んだ契約である、といえることにもなる。

したがつて、「特許権付与者と特許業者との関係では、それは、おもに、契約であり、いの契約は両者の個人的関係の態様を定める。しかし、役務の定義と利用者に適用される規定に関するものはすべて、一方的性格をもち、しかも、それは、利用者に関するだけではなく、特許権付与者に関するのも回りにあね」おた、特許業者に関するも回りにあね」いのやうに、グヌワは主張するのやね。Benoit, *op. cit.*, pp. 826-829.

(6) Laubadère, *contrats adm.* T. I, pp. 107-8.

(7) Jèze, *Les contrats administratifs*, T. I, préc., p. 69; Laroque, *op. cit.*, p. 37; compte, *op. cit.*, p. 79 et s.; Madiot, *op. cit.*, pp. 157-8; Laubadère, *contrats adm.* T. I, p. 330 et s.

(8) Dufau, *Concessions*, p. 37.

(9) 特は、破談の原因が田川やねぬ。やねはるね、「六十木大田はまへて船口やれた鉄道料金は、その全体はねど、命令的条項を構成する。つまり、やねは、法律の性格を帶びてこね」やねはるね。Cass. civ. 25 juin 1924, S. 1924. I. 384.

(10) C. E. 23 mai 1936, Commune du Vésinet, Rec. p. 591; C. E. 16 mai 1941, Commune de Vizille, Rec. p. 93; C. E. 19 janv. 1946, Ville de Limoges, Rec. p. 15.

(二) Laubadère, *contrats adm.* T. I, p. 108.

(ウ) 命令的条項と契約的条項とを区別する法的利益

1. 公役務の特許を構成する各条項がその性質により命令的条項と契約的条項とに区分されるとする「混合行為」の理論には、重要な帰結が伴う。つまり、特許の執行の過程において、その条件明細書の変更が必要とされるとき、特許権付与者たる行政がその変更を行うには、契約的条項に関しては、特許業者たる私契約者との合意が不可欠であるが、命令的条項に関しては、それを必要としないとされるのである。

契約的条項に対しても、このように、特許権付与者たる行政による一方的変更が認められないとされるのであるが、それは、契約的条項が特許権付与者と特許業者との間の関係において、「主觀的法的地位」を創造し、特許業者が一般の契約における当事者としての立場に立つからである。⁽¹⁾

しかし、命令的条項に関しては、特許権付与者たる行政は、その変更を一方的に行うことができる、とされる。もつとも、このように、行政に一方的変更権が認められるとしても、その根拠を「行政命令」に適用される制度―行政機関は、自ら定めた命令を常に変更することができる―に求めることはできない。命令的条項が真の命令であるとはいえないからである。⁽²⁾

また、特許行為が「命令的効果を伴った合意」⁽³⁾であると解すると、その根拠を「命令」に求めるることはできない。そこで、ローバデール等は、公役務に関する特許の条件明細書の条項（命令的条項）を一方的に変更する行政の権限は、「これらの条項が命令的であるという事実によるのではなく、これらの条項が公役務の作用と直接関係している」という事実によって⁽⁴⁾根拠づけられるべきである、とするのである。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

2. さらに、命令的条項と契約的条項が区別されることから、命令的条項との関連で、公役務の利用者の地位に特殊性が認められるのである。しかも、その特殊性は、公役務に関する条項の命令的性質から導きだされる。

しかし、命令的条項は、公役務の利用者を有利にしたり、あるいは不利にしたりする。それは、まさしく、命令の役割を演ずるのである。判例は、多くの点で、この趣旨を認めている、といわれる。⁽⁷⁾

3. 命令的条項のもつ命令的性格から、次のような効果が指摘される。

- (a) 利用者は、公役務の作用に関する条件明細書の条項違反を取消させるための越権訴訟を提起することができる。⁽⁸⁾また、利用者以外の第三者にも、条件明細書の命令的条項違反に対する出訴資格が認められる。⁽⁹⁾
- (b) 特許業者は、利用者と締結される個々の合意によって、条件明細書によって定められている公役務の一般的規律に違反することができない。論告担当官オドンがいうように、「条件明細書が公役務の作用に関するすべてについて：つまり、特許業者と利用者の間に存する関係のほとんどすべてについて命令的性格をもつ」からである、とされるのである。

- (c) 特許の料金は、その基礎を特許権付与者と特許業者との間の合意におくとしても、行政行為の形式をとる。したがって、それは命令的性質をもつとされる。⁽¹⁰⁾
- もつとも、料金は、特許契約の財政的均衡をはかるためのものであり、当事者の合意によるのでなければ変更されない。したがって、それは契約であるとする主張もある。⁽¹¹⁾

しかし、利用者に関しては、それは命令的性質をもつというべきであろう。しかも、特許の過程で生じた料金の変

更ば、直ちに、利用者と締結された契約は適用されるのである。⁽¹⁵⁾

(注)

(一) Laubadère, *Droit adm.* T. I. p. 681; Laroque, *op. cit.*, p. 28.

(二) Dufau, *Méth. Chaps.*, préc., pp. 155-6.

(三) ローブトール等によれば、特許は「命令的効果を生じる旨の命意」である。しかも、その命意的性格は、特許の個々の条件明細書が当事者によって作成される場合だけではなく、標準条件明細書に依拠して作成される場合にも認められる。

Laubadère, *contrats adm.* T. I, p. 105.

(四) ハロックの如きによると、「ある旨意から生じる命令が、必ずしも、その命意的性格は、特許の個々の条件明細書が当事者によって作成される場合だけではなく、標準条件明細書に依拠して作成される場合にも認められる。

(五) Laubadère, *contrats adm.* T. I, p. 108-9.

(六) 平例は、当初、特許の契約概念を厳密に適用した。特許の条件明細書に規定された公役務の組織に関する権利を行政に認めることはなかつた。(C. E. 23 Janv. 1903. Ch. de fer, éco. du Nord, p. 62. Concl. Tessier. S. 1904. III. 49. note Hauriou)。また、判例は、特許権付与者が特許業者に対する新たな義務を課すのがやむを得ない場合、その権限が条件明細書に規定された場合か、あるいは、法律に規定されてゐる場合に限る、としていた。他方では、行政は、一般警察権として特許業者に対し新たな規制を課すことがあつたが、それは「公共秩序の警察を維持するためであつて、『公役務の組織』を目的としたものではなかつた」(Tessier, concl. sur C. E. 23 janv. 1903, préc.)。

しかし、以上のようない理解のわれ方は、今日、完全に放棄されてゐる。判例によると、現在、特許権付与者たる行政は、公役務の利益の観点から、公の需要がそれを必要とするときに、条件明細書に規定されない義務を特許業者に課すことがあつた(C. E. 11 mars 1910. Cie général des tramways, S. 1911. III. 1, concl. Blum, note Hauriou)。

(七) 契約的条項は、契約に関する効果の原則を適用する、「世人間に締結された契約文書」(res inter alios acta) である。第三類である利用者は、それが該文書を全く承認せなかつたのである。Cf. Laubadère, *contrat adm.* p. 104.

(四) 総論にかげて

一、ハロックは、公役務の特許に関する現代の理論を検証したが、ハロックは、特許のもう一つの侧面—契約的側面との命意的側面—が一つの異なる理説を始めたと言つてゐるが、これは、特許の適用を取ける人格(Personne) に拘らず、その

命意的性格を定義しようとするのである。つまり、特許は、特許業者と利用者あるいは第三者との間の関係においては、命令的性格を有し、特許権付与者と特許業者との間の関係では契約である、とみなすのである。

この理論は、特に「料金」に関するもので、平例の流れに沿つて述べられてゐる。「混合行為」の理論を主張するロ

一バデール等も、「コンセーユ・デタの判例にはつきりした学説のレッテルを貼る限りにおいて、二重の性格の理論もまた、判例のものであるようと思われる。」⁽¹⁾と述べているからである。

しかし、この「二重の性格」の理論も、「料金」以外の場合には、必ずしも、判例の流れに沿っているとはいえないのではないかと思われる。コンセーユ・デタの最近の判決によると、次のように、「二重の性格」の理論に反する主張がなされているからである。まず、この理論は、特許の条項の法的性質がその適用を受ける人格との関係に応じて決定されるとするが、判決によると、その性質はその関係とは全く無関係である、とされる。⁽²⁾また、この理論によると、特許業者と利用者ないし第三者との間の関係では、特許は命令的性質をもつ、とされるが、その命令的性質も、判決により抵抗を受ける。つまり、利用者等が特許業者との関係で条件明細書の適法性を争おうとして、越権訴訟を提起しても、それが受理されないからである。⁽³⁾

2、現在、大部分の学者が「混合行為」の理論をとる。それによると、特許およびその条件明細書は、契約的性質をもった条項のカテゴリーと命令的性質をもった条項カテゴリーからなる、とされる。特許権付与者が特許業者に与える特権を定める条項―たとえば、財政上の保障、運営上の特権、特許の期間など―は、前者の例であり、公役務の組織と作用に関する条項は、後者の例である。

しかし、両者を区別する基準が必ずしも明瞭であるとはいえない。たとえば、すでに触れた「料金」であるが、これは、明らかに、特許業者がその恩恵に沿する財政上の特権に属するといえよう。そうだとすると、特許権付与機関は、特許業者の同意がなければ、それを⁽⁴⁾変更することができないようと思われる。したがって、料金は、特許権付与者と特許業者の間では契約的である、とみなすべきであろう。ところが、それは、公役務の作用の重要な要素をなし、特許業者と利用者との間の関係では命令的条項に属する、とされるのである。⁽⁵⁾

また、特許の期間に関する条項は、特許業者の利益を擁護するものであるし、その特権を定める条項である。したがって、それは契約的条項である。しかし、特許権付与者たる行政が特許をその満期前に終了させることができるとすれば、それは命令的条項に属することになる。⁽⁶⁾

このように、「混合行為」の理論であっても、同じ条項が場合により命令的性質を帯びたり契約的性質を帯びたりする、とされるのである。

しかも、この理論では、公役務の組織と作用を規律する条項はすべて命令的性質を有するが、しかし、これらの条項の執行ないし解釈に関し、特許権付与者と特許業者の間で提起される訴訟はすべて、契約裁判官に属し、越権訴訟の対象とはならないのである。⁽⁷⁾つまり、特許の「命令的」部分に対しても、越権訴訟としては受理されないのである。⁽⁸⁾

3、このようにみてくると、「二重の性格」の理論も、「混合行為」の理論も、特許に関する事象を十分に説明しているとはいえない。しかし、両理論が特許の本来の「契約的」概念のなかに伏在していた「命令的」部分を顕在化させたという点は、高く評価されなければならない。

もっとも、そこで用いられる「命令的」という形容詞については、その意味が問われるべきであろう。

特許とその条件明細書に含まれるある条項が、特許権者に関してであれ、利用者その他の第三者に関してであれ、「命令的」性格をもつとされるのは、コンセーユ・デタの判例の結果である、と考えられる。しかも、「混合行為」の理論によると、「命令的」という形容詞は、公役務の組織と作用に関する特許の条項の特色を示すために用いられる。

マディオによると、「付与された役務の組織と作用を規律する条項が命令的性質をもち」、「これらの条項は、多くの場合、標準条件明細書の枠のなかで、行政により一方的に決定される」⁽¹⁰⁾のである。つまり、これらの条項のもつ

「命令的性格」が一方的変更権をもたらす、と理解われてゐる。

しかし、一方的変更権は、付与された役務の組織と作用に関する条項の「命令的」性格とは全く関係がないのである。つまり、一方的変更権は、フランス行政法上の「伝統的原則」からすると、「命令的」条項に関する「契約的」条項にしても行使され得るからである。⁽¹²⁾ したがって、行政による一方的変更権に関しては、特許のある条項の「命令的」性質は、いかなる説明的価値ももたないのである。⁽¹³⁾

また、「命令的」条項は越権訴訟の対象とはならぬ⁽¹⁴⁾、「違法の抗弁」の領域においてこれを援用するものではなじるのである。したがって、それは、眞の「命令」と同一視するべきがである。⁽¹⁵⁾ されば、命令的効力を生じなとする限り、《Effets relatif des contrats》に反し、第三者的ためには、第三者の権利・義務を設けることを主たる特色とするのである。ハリド、ローベル等は、「命令的」条項を含む特許が、「命令的効果を生じやむを得ない協定」(accord conventionnel génératrice d'effets réglementaires)⁽¹⁶⁾ ることは「命令的効果を伴つた合意」(convention à effets réglementaires)⁽¹⁷⁾ の典型的な例である。⁽¹⁸⁾ この種の契約も、通例、契約の制度に服する。判例の伝統によると、契約的形態の行為は、たゞ、その内容が、全部にし乍、部分的にし乍、立法的あるいは命令的条項によつて前もつて決定されたとしても、常に契約である、とされるからである。したがつて、特許も、その命令的効果を伴つても拘らず、契約的性質を帯びるのである。

このよつたな状況を踏まえて考へると、特許の性質とその効果の人為的区別が、訴訟の場面で、越権訴訟裁判官の権限に服わない理由もわざわざこらねば困われる。このよつた、特許に対する越権訴訟の受理可能性が認められない以上、テュホー教授のごくみづか、利用者やその他の第三者的との関係で用いられる「命令的」性格といつフィクション

は放棄される方が好ましこそ思へ。

(注)

- (1) Laubadère, *contrats adm.* T. 1, p. 103.
- (2) C. E., 29 avril 1981, Ets Fine Frères, *Rec.* p. 201 ; 24 janv. 1990, Martinetti, *Rec.* p. 288.
- (3) C. E. 16 avril 1986, Cie Luxembourgeoise de Télé diffusion, *Rec.* p. 97 ; A. J. D. A. 1986, p. 284, Ob. M. Azibert et M. Fornassiari ; D. S. 1987, p. 97, note Lamotte.
- (4) C. f. Laubadère, *contrats adm.* T. 2, 2^e éd., 1984, p. 349 et s.
- (5) Laubadère, *contrats adm.* T. 1, p. 107.
- (6) F. Lecompte, *Le rachat des concessions*, Imprimerie générale Lahure, 1942, p. 19.
- (7) Dufau, *concessions*, p. 38.
- (8) なお、契約裁判官と越権訴訟裁判官は、今日では、同一の裁判官である。しかし、一九五二年の行政訴訟の改革以来、行政裁判所では、同一の裁判官が行政契約訴訟と越権訴訟を担当する。Laubadère, *contrats adm.* T. 2, p. 1032, note (33).
- (9) Dufau, *Méthodologie*, préf., p. 152 ; L. Richer, *Droit des contrats administratifs*, L. G. D. J. 1995, p. 55.
- (10) Madiot, *op. cit.*, p. 153.
- (11) 確かに、『モモガラスモモガラス』一九八一年五月十九日のコハヤード・テタ率決算、この観点を確認しておこう。
- C. E. 29 avril 1981, Ets Fine Frères *Rec.* p. 201
- (12) 公役務の内容やその運営が、その目的の実現に応じて必要な変更がなされたとしても、契約によつて、行政のもののような権限を妨げたり、罷職したりするなどは許されない。公役務は、監察の観点から行政機関が契約を締結して、その権限を放棄するとの詰めどおりである。Dufau, *op. cit.*, p. 156.
- (13) *Ibid.*
- (14) Dutheillet de Lamothe, concl. sous C. E. Ass. 16 avril 1986, C. L. T., R. D. P. 1986, p. 857.
- (15) Dufau, *op. cit.*, p. 156.

- (16) Laubadère, *contrats adm.* T. 1, p. 97.
- (17) *Ibid.*, p. 105.
- (18) *Ibid.*
- (19) C. E. 29 juin 1979, Bourgeois, *Rec.* p. 292. D., 1979, p. 557, note Delvolvè, A. *J. D. A.* 1980, p. 304 ; C. E. 25 mai 1979, RABUT, *Rec.* p. 231 ; C. E. 23 sep. 1987, Sté Sadev. *Rec.* p. 292, *A. J. D. A.* 1987, p. 587, Ch. Azibert-Boisdeffre ; Fornacciari, concl. sous C. E. 31 mars 1989, *R. F. D. A.* 1989, p. 468.
- (20) Dufau, *Mél. Chapus*, préc., p. 157.